

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年3月9日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから令和3年平泉町議会定例会3月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告4番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

おはようございます。

通告4番、公明党、大友仁子でございます。

2011年3月11日、東日本大震災から間もなく10年がたちます。天災は忘れた頃にやってくる、いや、最近では忘れる前にやってきます。先日も震度6強の福島県沖の大きな地震がありました。備えあれば憂いなし、災害に強い町にとの思いで質問させていただきます。

1番、災害対策について。

（1）地区防災計画の策定の現状についてであります。

地区防災計画とは、一定の地域に住んでいる住民が、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い、共助について、自発的な防災活動計画を策定することです。

昨年からの異常気象による豪雪被害、最近による気象災害が多発している中、また今後発生が

危惧されている首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた自助・共助の役割の重要性が高まっております。一方で、地域防災力向上のために活躍している消防団、自主防災組織等は、少子高齢化等、社会の変化に伴い、活動は縮小している等の問題が発生しております。

町内会や自治会などの地域コミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画が平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点から、市町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が高まってきます。そこで、当町の地区防災計画の策定の現状はどうなっているのか伺います。

(2) コロナ禍における避難所運営のあり方について。

近年、大規模地震や水害など想定外の自然災害が頻発かつ日常化しております。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現在の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期すことが重要となると思います。

①発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収用人数を考慮し、過密状態を防ぐため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設が必要と思われるが、当町の現状を伺います。

②開設される避難所について、高齢者や障害者、妊産婦など要配慮者を優先的に避難させるスペースが必要と考えますが、その対応について伺います。

(3) 避難所としての小中学校の体育館へのエアコン設置状況について伺います。

台風、豪雨等の災害が相次ぐ中で、猛暑が続いた昨年夏、災害時に避難所となる体育館へのエアコンの設置が全国的な課題と挙がっております。エアコンなしの体育館は、近年の異常ともいえる真夏の暑さの中、果たして避難所として役割を果たせるのでしょうか。そこで伺います。避難所に指定されている当町の小中学校の体育館へのエアコン設置の状況はどうなっているのか伺います。

(4) 避難所としての小中学校の体育館のトイレのバリアフリー化への状況について。

今年4月、改正バリアフリー法が施行されると、既存の学校にも改善の努力義務が課せられます。加えて、公立小中学校は9割以上が災害時の避難所に指定されております。高齢化に優しい避難所づくりが必要と考えます。校舎、体育館ともにトイレは避難所に指定されている学校全て、段差は100%バリアフリー化とすると国では言われております。そこで伺います。避難所としての小中学校の体育館のトイレのバリアフリー化への考えはあるのか伺います。

大きな2番目でございます。

平泉世界遺産登録10周年について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により依然として景気は厳しい状況にありますが、今後のワクチン接種によりウィズ・コロナが終わりに近づき、待ちに待ったアフター・コロナが始まる可能性が高いと考えられます。令和3年度の平泉は世界遺産10周年、J R 東日本による東北グステイネーションキャンペーンの記念すべき年でもあります。また、東日本大震災10年を迎え、被災地域にも経済波及効果をもたらせるよう、景気回復に期待したいと思います。

そこで、（１）平泉世界遺産10周年の具体的な記念事業の概要について伺います。

（２）記念事業の経済効果について伺います。

質問は以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、大友仁子議員からのご質問にお答えいたします。

初めに地区防災計画策定についてであります。地区防災計画は、平成25年の災害対策基本法で新たに地区防災計画制度が創設されたことから、地域の皆様が自分の地域の命、財産を守るための助け合いについて、自発的な防災活動計画を策定することとしております。本町ではまだ策定するに至っておりません。

次に、コロナ禍における避難所運営のあり方についてであります。議員ご指摘のとおり、コロナ禍における避難所運営のあり方としては、通常時に比べて、感染拡大を防止する観点から、マスク、消毒、換気等を行い、密を防ぐ対応を講じる必要があります。指定避難所の開設に当たっては、町内には10か所の避難所を指定しており、これまでの災害では10年前の東日本大震災の際に2か所の避難所を開設しており、過去の状況を踏まえ、コロナ禍における避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じて、既存指定避難所の開設を順次増やしていくなどして対応してまいります。

また、開設される避難所における高齢者や障害者、妊産婦など要配慮者を優先的に避難させるスペースについてであります。避難所によって使用できる広さは異なりますが、コロナ禍における避難所レイアウトにおいて、要配慮者を間仕切りで区分するなど、優先的にスペースを確保するなどの対応を講じてまいります。

また、避難所として使用する小中学校の体育館へのエアコン設置であります。小中学校の体育館を避難所として使用するというのは、まさに緊急事態が発生した場合でありますことから、夏場においては窓の開閉や大型扇風機等を準備して対応したいと考えており、エアコンの設置につきましては、現時点では考えておりません。

なお、小中学校の体育館のトイレのバリアフリー化につきましては、大規模改修を行うタイミングで実施したいと考えておりますことから、現時点では未実施であります。

次に、平泉世界遺産登録10周年の具体的な記念事業概要についてご質問がありました。

平泉の文化遺産が世界遺産に登録されてから、今年で10年の節目の年を迎えることとなりました。また、あわせて、東日本大震災からも10年を迎えることとなります。世界遺産登録から10周年を迎えられましたことは、これもひとえに中尊寺・毛越寺両山関係者を始め、町民の皆様、県民の皆様がかけがえのない貴重な文化遺産の重要性を理解し、後世に継承していくため日々努力してきた賜物であると感謝しております。

さて、記念事業の推進に当たりましては、町・県、中尊寺・毛越寺、各種団体などで構成する

世界遺産登録10周年記念事業実行委員会を組織し、その中で事業内容等を調整しているところがあります。新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、現段階の主な事業としましては、4月、オープニングセレモニー、5月、春の藤原まつり、6月、中尊寺秘仏御開帳、7月、世界遺産祭、8月、巡回ラジオ体操、9月、世界遺産講演会、10月、毛越寺本堂内仏画展、11月、愛知県幸田町の大凧揚げ及び平泉ウォーク&ラン、12月、記念講演会及びクロージングセレモニーなど、50以上の事業を計画しております。また、世界遺産登録からちょうど10年を迎える6月29日には、平和の祈りを開催する予定としております。

このように、年間を通じて様々な事業を計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症が早く収束に向かい、多くの方々に世界遺産「平泉」に足を運んでいただくことによって、活気あふれる観光・商業の回復につながることを期待しているところであります。

いずれにいたしましても、事業を展開するに当たっては、新型コロナウイルス感染症にさらにしっかりと対応した状況でやれる、そういう状況を生み出しながら実行してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

初めの災害対策についてであります。

（1）地区防災計画の策定の現状について伺います。

今現在ではやっていないということなのですが、いろいろ新聞にも載っております。東日本大震災をきっかけに災害基本法が平成25年に改定になりまして、そしてそれを基に、新聞に載っていたのですが、**「地域の減災、共助で備えよ」ということで、「災害時に取るべき行動を時系列で整理したタイムライン、事前防災行動計画や、流域治水などが大事だ」と。「国土強靱化を通じて、どうすれば被害を抑えられるかということ」を常に考えなければならない。その際に大切な視点は、災害に強い地域コミュニティをつくるということだ。近年の自然災害でも高齢者など要支援者が逃げ遅れて亡くなった事例が少なくない。住人同士で事前避難の時機などを話し合うなど、共助による地域防災力の強化が急がれている」とありましたので、ぜひ自治体ごとに取り組んでいただきたいと思いますが、その見解を伺います。**

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

この地区防災計画につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでありますけれども、平成25年の災害基本法の改定に伴って新たに創設した制度でありますけれども、基本的には地域の方々が自主的に作成するというふうなことになってございまして、当町も自主防の組織等で昨年の秋に研修会等行っておりますけれども、そういった中でこの趣旨等についても周知しながら、いず

れ地域の方々が自ら作成するというふうな中身になってございますので、その辺についても理解を深めながら対応していきたいというふうを考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ自治会に働きかけて、きちっとタイムラインを創設していただきたいと思います。

それでは、2番はそのとおりにやっていただけるということで、3番の避難所としての小中学校の体育館へのエアコン設置についてでありますけれども、扇風機などで対応すると言われましたが、やはり限界があるのです。先ほども言いましたけれども、去年の夏はすごい猛暑で、40度近い猛暑で、もうどうにもならないと。そこに避難して来る人たち、大変な状況だと思うのです。

それで、一昨年参議院の予算委員会で、学校体育館へのエアコンの設置に緊急防災・減災事業債を活用できるのではないかとある人の質問に対して、避難所指定を受けていることを前提として、小中学校の体育館では緊急防災・減災事業債を活用できると答弁しております。この緊急防災・減災事業債は、自治体の実質的な負担は3割で済む非常に有利な起債だとのことあります。教育環境向上の意味からも体育館へのエアコンの設置は重要だと思われれます。防災・減災、教育環境向上の両面から、今こそ体育館へのエアコン設置が求められていると思います。財政上有利な緊急防災・減災事業債を活用して、体育館へのエアコンを設置する考えはありませんでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

ご指摘のとおり、この事業につきましては、緊急防災・減災事業債、こういった有利な起債が充てられるというふうなことでありますけれども、財政計画を立てる中で、それぞれの開発計画に基づきまして年度ごとの大型事業等についてを想定して見込んでおりますので、体育館等の冷房施設設置につきましても、事業費等を見積もりながら、全体の中でどういうふうな位置づけになるかというふうなものを検討していきたいと。そういった中で、大規模改修等の時期等もあるかと思っておりますけれども、それらの全体の中で位置づけたところで検討してまいりたいというふう考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

いろいろ事業の担当も大変だと思うのですけれども、やはり被災者側に立ってぜひ検討していただければなと思います。

2番の平泉世界遺産登録10周年についてであります、（1）平泉世界遺産登録10周年の具体的な記念事業概要についてであります、単に10周年記念事業のお祝いの要素だけではなく、震災復興祈願、新型コロナウイルス感染症の収束に期待するべきと考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

10周年の記念事業につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、実行委員会を組織して、それぞれの団体に主催する事業を調整しながら一覧という形で今まとめているところでございます。当然その中には両山のほうで企画している事業等もございまして、震災の関連の法要であったりとか、そして町のほうでも、これまでも平和の祈りの中でそういった鎮魂の祈り等をささげてきたところでございますけれども、そういったところにも当然取り組んでまいりますし、やはり大きいのは、世界遺産の10年ではありますけれども、同時にやっぱり震災から10年だということも、やっぱり平泉町としては発信していくべきだというふうに考えてございまして、これについては岩手県と連携しながら、特に沿岸地域にも波及効果が及ぶようにということで、実は県のほうでも10周年の推進会議というものを立ち上げていただいておりますので、そこと連携しながら、平泉に来て終わりということではなくて、ぜひ県内、あるいはJRのデスティネーションキャンペーンもございまして、東北を周遊していただく、そういった方向で持っていけるように県とも調整をしているところでございます。

当然イベントにつきましてはコロナの感染対策は十分ということと、新しい生活様式に基づいたイベントを意識して開催していくという方向で検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

先ほどの町長の答弁では4月より様々な記念事業を50事業計画されているとのことでしたが、5周年記念事業のときに一部事業が関係者のみの参加となり、町民がなかなか参加してもらえない状況がありました。今回は10周年記念ということですので、町民と一体的になり記念事業にすべきと考えますが、所見を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

やはり関係者のみでやるということではなくて、住民の皆さんと一緒に祝いする形をつくり上げていくというのが非常に大事だというふうに考えてございます。その中で町民の皆さんにも参加いただけるようなイベント、例えばラジオ体操であったりとか、あとは堤防も完成したお祝いを兼ねてウォーク&ランイベントというふうなことも今回開催致す予定にしておりますし、あとは災害協定を結んでおります愛知県幸田町の大風揚げも計画しているということで、参加型の事業、これまでの既存の事業の拡充の中でも、世界遺産祭であったりとか藤原まつりだったりとか、そういうものについても当然住民の皆さんに参加いただく形で計画していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ住民の皆さんにも参加いただく形、そして50以上の事業だけではなく、各町内の団体であったりとか地域であったりという皆さんも、10周年記念ということで何

らかのイベントを開催していただくような形が非常に町を盛り上げていく形かなというふうに考えてございますので、この50だけが世界遺産登録10周年の事業だということではなくて、地域それぞれイベントをやっぴり催していただく中で、お互いに盛り上げていっていただける形をつくってまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、（2）の再質問に移ります。

県内への観光客が震災以前の水準に戻らない中、新型コロナウイルス感染症でさらに減少したと苦境は伝えられております。平泉世界遺産10周年の集客を各沿岸被災地域にも経済波及効果をもたらされるように経済回復に期待しておりますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申し上げましたとおり、平泉の世界遺産10周年が平泉町だけのものにしないで、県、あるいは東北にも及ぶようにということで、世界遺産登録10周年記念実行委員会の規約の目的の中にもしっかりとそこは、東日本大震災からの復興を支援すると、これも目的として位置づけているところでございます。

そういった意味では、先ほども申し上げましたけれども、岩手県のほうで世界遺産10周年の推進会議、これは県だけではなくて、会長が岩手県商工会連合会の谷村会長さんになっていただいているようでございまして、その中で官民一体となった形で県内でも10周年を祝うという形ができておりますので、ぜひその中で、県の推進会議の中で、県内の波及効果を図るような形でいろんなイベントを開催、そして沿岸にも足を運ぶような形ということで今連携をしているところでございますので、当町でも当然それに向かうような形で連携を強めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

このコロナ禍の中、先ほども言われましたけれども、東北デスティネーションキャンペーンが4月1日から9月30日まで開催される予定ですが、当町の春の藤原まつり、東下り行列は、様々な課題がありますけれども、関係機関とよく検討していただきながら開催する方向に考えていただければと思いますが、その見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

春の藤原まつり、東北デスティネーションキャンペーンがおっしゃるとおりJRでは4月1日

から9月30日まで開催したいということで、JRとしてはとにかく、震災復興もそうですけれども、新型コロナウイルス感染症からのやはりいち早い回復を目指すためにやっていくということで伺っております。ただ、現状としては、今現在、まだ東京都を中心として非常事態宣言が解除されていないというところがございますが、ですから非常に難しい判断を迫られておるところです。

それで、当町の藤原まつりとしましては、今、弁慶の力持ち保存協議会のほうでも開催の方向で検討していただいております。その中で、ほかの春の藤原まつりの諸行事は若干規模を縮小する可能性もありますが、普通に行っていただきたいと思っております。

ただ、その中で、東下り行列だけにつきましては、県のほうで今現在、野外フェス等の屋外のイベントにつきまして、5,000人を超えるものについては、ちょっといろいろな対策を練って検討してほしいという指針を示されております。それを含めまして、今、関係団体と調整をしているところです。基本的に、春の藤原まつりの東下り行列をやらないということはないのですが、ただ、この5月にやれるかどうか、延期も含めて今検討中でございます。これは先ほどまちづくり推進課長も申し上げたところですが、非常に三陸復興、もしくは新型コロナウイルスからの復興に対しても非常に大きな影響を与える事業ですので、ぜひともよい形で、復興への旗印になるような形で開催できるようなことを模索しながら、今、関係団体とぎりぎりまで詰めているというところがございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

いろいろコロナ禍の中で大変だと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

最後になりますけれども、この10周年記念事業につきまして、町長の思いを総括的に伺いたしたいと思います。初代の清衡公の平和思想に基づいた思いがこの平泉文化にはあります。平泉世界文化遺産10周年、震災10年は、その思いに基づく記念事業にしていきたいと思います。町長の見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、議員おっしゃるとおり、この10周年というのは、また前回の5周年からさらにステップアップして開催する、そういう意気込みで昨年も取り組んできたところであります。

そういった中で、コロナ禍という中で、本年度は様々な制限をされる中で、そういった中でも中止するというのではなく、むしろどうしたら、どういう対応をしたらやれるのかという、やれるかということを中心にみんなで知恵を絞って、来年度の10周年に向けてやはりステップアップしていこうということで、年が明けたから去年の8月という言葉になりますけれども、8月の大文字から様々なコロナ対策を講じながら世界遺産祭、そして13区のコトマ祭り等も、地域の、そして町民の皆さんの力添えをいただきながら開催することができました。

そして、それが新年度、新たな10年の取組にまさにホップ・ステップ・ジャンプの勢いをつける、そういう思いでありましたが、いかんせんコロナ禍によって首都圏はまだ緊急事態宣言が取られている中であります。しかし、こういうときだからこそ、むしろ平和思想でありますこの世界遺産「平泉」、まさに藤原文化を世界に、そしてこの震災とともに、震災の10年とともに、そして復興はまだ道半ばではありますが、がんばろう岩手、がんばろう福島、がんばろう宮城、そして東北の元気をさらに世界に発信するいい機会だというふうに捉えております。

そういった意味では、各事業を展開する中であっても、コロナ禍に対する万全の対応策を取りながら、一つ一つ丁寧に、そして町民総参加の、そして世界、未来を担う子供たちも、そして参加できる、そして未来に私たちの持続可能なこの地域を発信していく、そういう機会にさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ皆様方のお力添えを賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

町長の答弁で熱い思いを感じました。コロナ禍の中、大変な状況ではありますが、震災復興祈願、新型コロナウイルス感染症の収束に期待して、この記念事業が景気回復の礎にもなっていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

50分から再開いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時48分

議 長（高橋拓生君）

おそろいですので、再開いたします。

通告5番、稲葉正議員、登壇、質問願います。

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

通告5番、稲葉正です。

初めに、コロナ禍の中、それぞれの持ち場、立場において日々奮闘していただいていることに関し、改めて感謝申し上げます。長期戦になると思っておりますが、いましばらくの奔走をお願いいたします。

それでは、さきに通告いたしました4つの項目について質問させていただきます。

項目 1、新型コロナウイルス感染症の予防接種について。

(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制について。

(2) 接種者のマイナンバーとのひもづけや活用について。

項目 2、平泉文化の継承を担う文化遺産センターと県のガイダンス施設について。

(1) 文化遺産センターと県のガイダンス施設との連携や役割について。

(2) 伽羅之御所跡を東へ、徒歩や自転車で道の駅やガイダンス施設に通じる道を整備する意向はあるか。

項目 3、県道平泉停車場中尊寺線の活用について。

県道平泉停車場中尊寺線の工事進捗状況及び完成後の当町の活用について。

項目 4、地域振興を目指した日本農業遺産について。

これまでの取組状況と今後の取組についてお伺いいたします。

以上についてご答弁お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

稲葉正議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてであります。新型コロナウイルス感染症については、現在、感染者数は減少してきているものの、これまでの感染状況により緊急事態宣言が発令されるなど、日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしております。

新型コロナワクチン接種においては、円滑な接種を実施するため予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において接種を行うこととされております。

新型コロナワクチン接種の体制につきましては、一関市医師会、一関市と協議を重ねながら進めており、当町におきましても、令和 3 年 2 月 24 日付で専任の職員を保健センターに配置し、人員体制を強化したところであります。また、平泉町新型コロナワクチン接種対策チーム及び支援チームを設置し、接種クーポンの発送、集団接種会場の設営や運営等について協議を行い、庁舎内での協力体制を整えたところであります。

住民へのワクチン接種につきましては、ワクチンの配分の時期や配分量について不確実なところもありますが、町民が安心してワクチン接種を受けられるよう、今後においても国・県、近隣市町村と連携しながら、ワクチン接種体制構築に取り組んでまいります。

次に、接種者のマイナンバーとのひもづけや活用についてですが、今回の新型コロナワクチン接種においては、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において接種を行うこととされております。国では、16歳以上の国民が短期間に 2 回の接種を要し管理が煩雑になることや、ワクチンに関する多数の問合せが予想され、住民の求めに応じて接種証明を出す必要も想定されることから、個人の接種状況を逐次把握できるよう、ワクチン接種記録システムの構築を進めているところであります。

このシステムは、市町村のシステムからマイナンバーやワクチン接種に必要な接種券の番号などを取り込み接種状況等を管理するもので、接種券番号、ワクチンのメーカーなどを登録することで、いつ、どこで、どのようなワクチンを接種したのか把握することができます。また、引越など住所が替わった際にも接種情報が確認できるとしており、接種券を紛失した場合の対応など、利便性が向上するというものであります。当町におきましても、県やシステム業者と情報共有しながら、適切な運用が図られるよう、システム改修など対応について検討しているところであります。

次に、2番目の質問の文化遺産センターと県のガイダンス施設の連携や役割についての質問は、教育長が答弁いたします。私からは、県のガイダンス施設に関連して、伽羅之御所跡から道の駅やガイダンス施設に通じる道を整備する意向はあるかのご質問にお答えいたします。

町道花立線におきましては、平成10年度にウォーキングトレイル事業により県道平泉停車場中尊寺線から12区公民館まで歩車共存道路整備としてカラー舗装にしております。12区公民館から東側につきましては、当初の計画時点では記載されておりましたが、その後、利用頻度や費用対効果を考慮し整備区間から除いた経緯があり、今のところ整備の予定はございません。今後、開設される県ガイダンス施設や遺跡等の整備状況など、周辺状況変化により交通動態が変わる際には、整備の必要性について検討させていただきます。

次に、県道平泉停車場中尊寺線の活用についての質問がありました。

中尊寺通りの工事につきましては、道路管理者の岩手県が実施しております。平成25年度に事業着手し、令和2年度には高館踏切付近の石張舗装、令和3年度には照明施設、2か所の小公園整備、電線共同溝への入線、そして令和4年度に既存電柱の抜柱を行い、完成の予定と聞いております。

中尊寺通りは沿道住民の生活道路であるとともに、平泉駅から無量光院跡を経て中尊寺に至る延長1.4キロメートルの観光上、重要な道路であります。このことから、自動車を主体とした生活道路と観光拠点地に至る徒歩ルートを兼ねた歩車共存道路として、景観に配慮した無電柱化と併せ、住民と観光客に利用しやすい空間として整備されているところであります。

整備完成後においては、道路としての利用のほか、道路管理者と警察への手続により、イベント等での利用も可能となりますので、必要に応じ対応してまいります。

次に、地域振興を目指した日本農業遺産について質問がありました。

まず初めに、平成28年9月に岩手県、一関市、奥州市、農業関係団体等と東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を設立し、東稲山麓地域における農業システムの世界農業遺産及び日本農業遺産の認定に向けて取り組んできたところであります。

平成30年に、一次審査を通過できなかったことを踏まえ、幹事会に認定申請に向けた具体的な調査分析、申請書案の作成及び地域活性化に向けた取組を進める企画推進チームを新たに設置するなど、推進体制の整備を図りながら、一丸となって取り組んできたところであります。

しかしながら、結果として農林水産省は2月19日、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産への申請地域を発表し、登録を目指していた当地域は二次審査で落選となり、農林水

産大臣が認定する日本農業遺産にも登録されませんでした。

今後の取組といたしましては、検討中ではありますが、できるだけ早い段階で推進協議会の臨時総会を開催し、今後の取組方針について決定したいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

それでは、私から2の（1）文化遺産センターと県ガイダンス施設との連携や役割についてのご質問にお答えいたします。

まず、施設の概要についてご説明いたします。

平泉文化遺産センターは、世界遺産登録を目指す中で、資産の解説をする施設が必要なことから、平成21年に平泉郷土館をリニューアルした施設でございます。展示につきましては、世界遺産の登録を目指した資産群のみならず、限られた展示スペースの中で平泉文化の全容を時系列で説明を行いながら、出土品も多く紹介した内容となっております。また、教育機関として、文化財保護など町の文化行政を担う施設でもございます。

次に、現在、岩手県が建設中の柳之御所遺跡に隣接する「平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）」につきましては、その設置の目的が、平泉の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点施設となっており、事業としては、大きく次の6点が挙げられております。1つ目としてガイダンス事業、2つ目として展示・情報発信事業、3つ目として体験・学習事業、4つ目として収蔵・保存管理事業、5つ目として調査研究・情報集積事業、6つ目として管理運営事業となっており、事業項目については文化遺産センターとほぼ共通しておりますが、文化遺産センターは平泉の文化遺産全体を対象にし、ガイダンス施設は世界遺産と柳之御所遺跡を対象に計画されており、異なった内容となっております。

これまでも町として多くの関係機関と連携しながら業務をしてまいりましたが、当然、新たなガイダンス施設とは密接に連携し、お互いに協力していくこととなります。今後、施設や組織としてははっきりとした役割分担などが必要な場合には、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導を受けながら、適切な時期に県と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

答弁をいただきましたが、もっと詳しく伺いたい点が何点かございますので、再質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の予防接種について、接種クーポンとはどういうものか伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

接種クーポンというものはどういうものかということでございましたけれども、この新型コロナワクチン接種におきましては、原則、住所地の市町村で接種を行うということにされております。それで、ワクチン接種の対象者の方々に事前にワクチン接種に係る接種クーポン、券になりますけれども、接種券というものを送付することとなっております。この接種券ですけれども、接種を行う際に、医療機関などがその住民がその市町村の対象者であるということを確認して確実に接種していただくということでしたり、それから無料でワクチン接種を受けていただけるという券というふうになっております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

接種券、事前に対象者に配付になるということでございますね。

次に、接種対象者が16歳以上となっておりますが、なぜ16歳未満は接種できないのかについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

この新型コロナワクチン接種につきましては、今回、国が特例承認をいたしましたファイザー社のワクチンになりますけれども、これまでに発表されました海外でのワクチン効果を検討するための臨床試験を行っております。その対象者が16歳以上の方というふうなところで、何万例というような方を対象に臨床試験を実施しております。また、ほかに国のほうで使用を予定しておりますアストラゼネカ社、それからモデルナ社につきましても臨床試験を実施しておりますが、その対象年齢が18歳以上の方を対象に実施しているということでございまして、16歳未満の方の試験のデータがございません。ですので、今回の新型コロナワクチンの接種につきましては、お子様方、16歳未満の方につきましてはの有効性ですとか安全性が確立されていないということでございますので、16歳未満のお子様は接種の対象になっていないというところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

分かりました。まだ治験が出ていないということだと思います。時間がたてば16歳未満にもやがては接種できるだろうということだろうと思います。

次に、接種見込み者数80%とありますが、その根拠についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回この新型コロナワクチン接種につきまして、接種率を80%というふうに今回見込みを立て

ております。このワクチン接種につきましては、感染症の発症ですとか重症化を予防することを目的といたしまして実施されるものでございます。ほかの感染症のワクチン接種についても同じように感染の防止ですとか重症化の予防を目的として実施されているところでございます。今回より多くの方々にワクチン接種を行っていただくことで感染が広がらないという、集団免疫という効果も期待されているところでございます。それで、ほかの例えばインフルエンザワクチン接種につきましても、大体60から70%の方々に接種していただくと、感染が予防といいますか広がっていかないというようなところもございますので、そういう数字のところを参考にさせていただきました。

また、今回のこの新型コロナワクチンについては、集団免疫が獲得できるかどうかというのは現時点では不明だということもございすけれども、世界保健機関のほうで出している情報といたしましては、集団免疫の状態になる条件については正確には分からないものの、人口の70%以上がワクチン接種をする必要があるのではないかなというようなコメントも出しておりますので、こういうところを参考にしながら、より多くの町民の皆様にはワクチン接種を促していきたいというふうに考えまして、80%の接種率を見込んだところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

では、次に、その他、予防接種の課題や注意点等ございましたらお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回のコロナワクチンの接種につきましては、町長の答弁にもございましたけれども、ワクチンの配分量ですとか配分の時期ですとか、そういうものが不確実な部分もございまして、なかなか接種の時期についてまだまだ検討といいますか情報を収集しながら進めていかなければならないというところがございます。

人員体制の強化ですとか、それから庁内、役場全体で取り組んでいかなければならないというようなところでの体制づくりにつきましては整えたところではあります。実際に接種を行っていく場合のイメージというところがまだなかなか、今後構築していくということになるかというふうに思います。

それから、このワクチン接種につきましては、ほかのワクチン接種についても言えることではあります。予防接種をしたからといって100%感染しないというものではございませんので、ワクチン接種を受けた後、受ける前、日頃からマスクの着用ですとか手洗いですとか手指消毒、そのような感染予防対策をしっかりと行っていくということが大切ではないかなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

新型コロナウイルスとの闘いの鍵を握るワクチン接種です。優先して接種する65歳以上の高齢者分が6月末までに全国の自治体に配送できる見通しとなっているのですが、国の指示もままならぬ状況下で、対応に苦慮しながら円滑な接種のため準備を進める関係者の方々は、大変な思いをされていると思います。感染予防、発症予防、重症予防の3つがワクチン接種の大きな目的です。できるだけ多くの方が安心してスムーズに接種できるよう周知願いたいと思います。

次に、文化遺産センターと県のガイダンス施設に関連いたしまして、県のガイダンス施設の工事の進捗状況についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

ガイダンス施設の工事の進捗状況でございますけれども、平成30年度から進められた建設工事の建物部分につきましては、昨年度末には足場の撤去が行われまして、現在、内装作業を中心に行われております。計画ではこの5月には建物の引渡しが行われることとなっております。また、展示・映像・音響制作につきましては、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導を得ながら行っており、この8月には業務が終了し、その後、資料展示を行う予定でございます。また、建物内部の温度や湿度等の環境の安定を確認した後、柳之御所遺跡から出土した重要文化財等の搬入を行いまして、令和3年中、今年中には完成し、開館の予定となっております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、柳之御所の整備計画はどのようになっているかについてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

柳之御所の整備につきましては、岩手県教育委員会が平成14年に基本計画、平成15年に実施計画を策定し、平成16年から整備を開始いたしました。その後、平成29年度にこれまでの経過を踏まえまして整備計画を改定したところでございます。柳之御所遺跡につきましては、堀内部と堀の外側ということで大きく2つに分けておりますが、堀内部につきましては既に整備し公開しているところでございます。現在は県道相川平泉線の南側の堀を中心に整備を行っております。整備上の課題でございますが、建物の復元の検討、公有化した場所の調査未着手の問題、整備計画の長期化、整備後の劣化等々の課題があるということになっております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、平泉文化の継承のためのSDGs（持続可能な開発目標）を掲げているかについてお伺

いいいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

世界遺産登録につきましては、私たちには平泉の文化遺産を将来に伝えていくための責務が生じたことを意味しております。その責務を果たすために具体的に何を行えばよいのかについて、行政、資産の所有者及び権利者、観光客等の来訪者、そして地域の人々が意識を共有する必要があります。その内容は包括的保存管理計画で示しております。これが目標ということになります。

また、現在策定中の第6次平泉町総合計画の案では、関連ゴールとして世界遺産の項目につきましては質の高い教育、住み続けられるまちづくり、パートナーシップを掲げております。地域に期待することとして、平泉の文化遺産について学び保全に協力するとともに、その魅力をPRしましょう等を生活の中での取組を8項目掲げております。関連とすればその点ということになります。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

次に、平泉学のICT（情報通信技術）などを活用したデジタルコンテンツの開発状況についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

岩手県では、平泉文化の総合的研究計画に基づきまして継続的に研究を推進し、その成果を公開しております。令和2年度からは、研究テーマとして、学校教育における世界遺産の教材化についての研究が新たに進められております。その中で、世界遺産教育のデジタル教材の開発や、ICT環境の中で活用できる新たな学習モデルの提案をその研究の大きな柱の一つとしております。

当初は、全国の実践事例を調査し、その成果を基に新たなデジタル教材を開発し、普及を目指そうとするものでしたが、コロナ禍の中で困難となっており、令和2年度におきましては、今後の研究の方向性と課題を明らかにするため、各学校へアンケート調査を実施したところでございます。この2月7日に行われた平泉学フォーラムでの研究発表においては、小学校から高校までの一貫した学習モデルの策定、年間指導計画への位置づけ、デジタルコンテンツ、特にARやVRの活用などが示されているところでございます。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

所長が答弁しましたけれども、私のほうからも補足的にご説明させていただきたいと思っております。

議員がお話しになっている平泉学というのは、県と岩手大学の平泉文化研究センターが一体となって平泉学というふうな形で研究を進めようという、そういう内容ではないかなというふうに思いました。それに応じて所長の答弁があったわけでありますが、平泉町が考えている平泉学と、県、岩大が考えている平泉学とはかなり違いがございます。

平泉町では、これまでも申し上げておりますように、幼保・小中一体となった系統的な平泉学ということでスタートして、このテーマは、過去に学び、今を見つめ、未来を考える、いわゆる歴史的な世界遺産の平泉を研究するだけではなくて、過去・現在・未来というふうなことで、全世代型で平泉を考えようという、そういうような内容であります。

ですから、それに応じてお話しさせていただきますと、例えば平泉学のICTなどの活用したデジタルコンテンツの開発状況というふうなことで申しますと、なかなか進んでいないところはあるわけでありますが、例えば学校教育においては、小学校3年生・4年生で社会科の副読本、これには歴史的なもの、あるいは平泉の生活全てを取り込んでいるわけですが、それをペーパーからCD化にするというふうなことは進めました。それから、今後というふうなことになるかと思いますが、地域学習等で各行政区で取り組んでいるものがあるわけでありますが、今後は例えばそういった内容も、学習したこと、あるいは行事等をタブレット等で取り込んで、それを編集して地域だけではなくて発信する、そして町全体で共有するというふうな取組も今後進められることになるかなというふうに思っております。

それから、これは文化遺産センターのほうに設置してありますが、数年前からVRにして、いわゆる往時の平泉の様子というものを映像でGoogleをかけて学ぶことができるというふうなことはしているところでありますけれども、今後は、例えば、これは夢というか希望であります、ドローンを飛ばして俯瞰的に現在の平泉を写す、それと往時の平泉の都としての姿というふうなことをダブらせて、そして取り組んでいく、学んでいくというふうなことも今後できるのではないかなというふうなことは考えているところであります。

それから、もう一つでありますけれども、3番目のSDGsの取組についてであります、前回だったでしょうか、議員のほうからSDGsのことについてお話しがありましたけれども、小中学校では、来年度、いわゆる令和3年度から、学校で取り組んでいる平泉学や、あるいは教科学習、それぞれの学習内容がSDGsの項目に当てはめたら、どれがどの項目に当たるであろうかというようなことを一覧にして提出してもらっております。各学校ごとです。例えば特別活動で小学校1年生は給食のことを取り上げて、そのことが「つくる責任 つかう責任」の項目に当てはまるのではないかと、それから「陸の豊かさを守ろう」という、そういうのにも当てはまるのではないかと、小学校1年生の部分であります。例えばそのようにして総合的な学習、平泉学、教科、そういったようなところで、それぞれ学習内容の全てではありませんけれども、この勉強はこの項目に当てはまるのだというふうなことで意識づけを図るというふうなことを行おうというふうな計画を既に提出してもらっておりますので、これに応じて進めてもらえるのではないかなと、そんなふう考えているところであります。

前にも話しましたが、決して、SDGsということに名前が独り歩きして、なんか新たなこと

を全てやらざるを得ないというふうなことではなくて、今やっていること、これからやろうとしていることがどういうつながりを持っているのか、そのことでもって、いわゆる足元からSDGsの考え方というものを子供たちと取り組んでいければいいかなと思っておりますし、それが地域学習にもつながれば、まさに平泉の平泉学、全世代型を発展させていくことができるのではないかなと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

すばらしい学習の一端をお聞かせ願いました。文化遺産センターと県のガイダンス施設及び教育委員会が三位一体となりまして、平泉文化の継承、研究、情報発信していただきたいと思えます。

次に、中尊寺線について。

中尊寺線の工事は同じところを何度も掘ったり埋めたりしておりますが、誰が見ても公費と工期の無駄と思えますが、当町の考えについてお伺いたします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

中尊寺通りの工事におきましては、先ほど申し上げたとおり岩手県の工事でありまして、何度か舗装して、また舗装を剥ぎ取ってまた工事をしているというようなことがございました。

それで、県のほうに問合せいたしましたところ、まず最初に電線共同溝という電線を入れる管の埋設、それと併せまして道路の側溝の埋設を行いました。生活道路でもございますので、未舗装のままにはしておけないので、その後、仮舗装をしているという状況で、次に本舗装をするために仮舗装を剥いで本舗装、アスファルトで本舗装をしていると。2層になるわけですけれども、舗装を行ったと。最後に今度は石張りをするというので、舗装が2層になっているのですけれども、1層部分だけを剥ぎ取って石張りをして、その日のうちに交通開放できる範囲だけを施工して進めていますというふうに回答を得られておりました。工事中ですので、そういう段取りを踏んで実施して、生活道路でもありますので、仮舗装したりということで、何度も掘っているような状況にあったということでございます。

完成すれば、今度は掘り返し規制というのがかかりまして、完成後、数年間は舗装を切つてはならないというような規制もかかりますので、今工事中ですのでご迷惑をおかけしますが、よろしくというようなことでございました。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

今回、平泉も大豪雪地帯となったわけですが、大雪による除雪対策について、今回も雪のやり場や舗装ブロックの場所の除雪がうまく行かないなどとお話を聞きましたが、それに対しての見解をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

除雪に関しましては、今年度は積雪量が非常に多いということは皆様ご存じだと思います。特に中尊寺線なんかにとりましては、道路脇に民家が立ち並んでいるところが多くて、なかなか雪を寄せておく場所がないということで、例年ですとさほど積雪量がないので次の積雪までには解けていくということだったのですが、今年度は寒波も相まってなかなか融雪しないでご不便をかけたという状況になってございます。

また、積雪量が多いので、除雪の際も、特に工事中の路線ですと路面の平坦性もなかなか取れていないところもありますので、それで除雪もなかなかスムーズに行かなかった面もあるかとは思っています。

全体的にはそんなところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

異常気象下でございますので、来期もこのような大雪が降る可能性がございますので、対策のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、県のガイダンス施設が完成することによる人の流れや移動手段はどのようになるとお考えかお伺ひいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ガイダンス施設が完成するとということでございますが、施設に来客する方は当然、増えるというふうに考えてございます。移動手段といたしましては、まずは平泉駅を中心としますと徒歩で中尊寺通りを歩いていく方、あとはレンタサイクルで向かう方、あとは巡回バスで向かう方が考えられます。あとは自家用車等、車で来客する方々につきましては、道の駅を利用したりガイダンス施設の駐車場を利用したり、あとはほかの駐車場、町営駐車場とかに停めて巡回バスを利用していらっしゃるという方々が考えられます。そういう手段で、こちらのガイダンス施設ができて、来客はそういうふうな流れで進むと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

観光客の方が伽羅之御所跡の看板、12区公民館のところ、そこをそのまま東に行ってまた戻っ

てこられるという姿を度々見かけておりますので、そのようなことにならないように、県のガイドダンス施設へ通じる道を造っていただくか、それがいまいまできないのであれば、この先、行き止まりですよというような立て看板を立てることが必要だと思えます。

地域振興を目指し、関連団体と提携して、大文字キャンプ場や金鶏山麓の再整備・開発を提案いたしましたして、私からの質問とさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで稲葉正議員の質問を終わります。

13時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

通告6番、阿部圭二です。

それでは、質問のほうをしたいと思います、通告に合わせて。

その前に、昨年末のあの大雪等で、また冷害等で、また新型コロナにおいて、かなり平泉でも必要な部分、そういう部分を今回は何点かピックアップしての質問といたしました。

それでは、質問事項は4点あります。

1点目、住宅リフォーム・リノベーション助成について。

2点目、国民健康保険税について。

3点目、子供たちの平和教育について。

4点目、補聴器購入補助についてであります。

質問要旨は、1番、住宅リフォーム・リノベーション助成について。

新型コロナウイルスの感染拡大により、町内の建築業者の仕事が減っている一方、働き方改革の感染症予防などの理由によって、テレワークやリモートワークが推進され、リフォーム・リノベーションの需要が増えていると言われている。今こそ住宅リフォーム・リノベーションの助成制度をつくるべきと考えるが、いかがか。

2点目、国民健康保険税について。

国民健康保険税の均等割について、所得のない子供のについては減免すべきだが、考えを伺う。

3点目、子供たちの平和教育について。

2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効された。平和を希求する平泉として学習や普及活動を

すべきではないか。

4 点目、補聴器の購入補助について。

お年寄りが増え、補聴器が必要な人たちが増えているようだ。表に出て人との対話が少なくなっていると身体的にも精神的にも悪影響がある。町として幾らかの補助は欠かせないのではないか、伺う。

以上4点、よろしくお願いします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に関連し、住宅リフォーム・リノベーション助成制度をつくる考えはないかのご質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた事業者への経済対策につきましては、昨年より適宜行ってまいりましたが、影響が長期化していることから、早急に対策を講じてまいりたいと考えております。また、テレワークやリモートワークに伴う住宅リフォーム・リノベーション助成制度に関しましては、当町において実態としてどれだけの要望があるのかなどを見極めながら、必要かどうかも含めまして検討してまいります。

次に、国民健康保険税についての質問がありました。

当町における国保税はその世帯所得に応じて算定される所得割、その世帯の資産に応じて算定される資産割、加入者1人当たりの人数に応じて算定する均等割、全世帯が平等に負担する平等割の合計からなっており、これらに対する課税総額の割合は地方税法で定められております。

このうち均等割につきましては、世帯当たりの加入者の人数に応じて、所得の多少にかかわらず均等に負担するものであります。国保税は医療費を始め国保制度を支えるための主要な財源であり、公平性を欠くことなく負担すべきものであることから、現行法の制度に基づき、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、未就学児に係る均等割につきましては、令和2年12月15日付、閣議決定されている「全世代型社会保障改革の方針について」において、令和4年度から5割を公費により軽減措置されることにより改正案が示されていることから、法改正後、条例改正を行った上で減額措置させていただく予定であります。

次に、補聴器の購入の補助についてのご質問がありました。

補聴器の購入補助については、令和2年3月会議において、議員から同様の趣旨のご質問をいただき、答弁いたしているところですので、一部重複となりますことをご了承いただきます。

令和3年2月1日現在の平泉町内における、聴覚障害がある方で身体障害者手帳を交付されている方は28人であり、町内の身体障害者手帳所有者337人の8.3%に当たります。加齢による難聴、いわゆる加齢性難聴により十分に聞き取れないまま返事をするることによって行き違いが生じたり、会話に参加できず孤立感を感じたり等、コミュニケーション能力が低下することによって、日常

的に困難を感じるようになり、認知症のリスクを上げる危険因子の一つとされていることが近年指摘されておりますが、「聞こえ」の支援拡充として補聴器購入の補助を行うことは、現段階では財政的にも大変厳しいものと考えております。難聴だけにとどまらず、加齢に伴う視力の低下や筋力の低下といった様々な現象は、高齢者が日常生活を行う上で支障になることは十分認識しており、介護予防教室などを通じて健康寿命の延伸の一環として、高齢者の健康づくりを支援してまいります。

3番目の質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、子供たちの平和教育に係る学習や普及活動をすべきではないかのご質問にお答えいたします。

各学校における平和に関する教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて行われております。例えば中学校の社会科においては、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」こと、「日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる」こと、「戦争を防止し世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」ことなどについて指導することとしています。核兵器禁止条約の発効は具体的な事象として、歴史に対する興味や関心を高め、歴史的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる学習の機会として取り上げられることもあろうかと考えられます。

また、岩手県において、「いわての復興教育」が推進されております。子供たちが、「震災津波の教訓を後世に語り継ぎ、自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造する」ために、「いきる・かかわる・そなえる」の3つの教育的価値と具体の21項目について、地域の実情等を踏まえた形で、各学校が学習活動を計画しております。さらに、当町においては、平泉学を推進していますが、藤原清衡が今から千年前に一番望んだことは平和な世の中をつくることだったとして、中尊寺建立供養願文の「抜苦与楽普皆平等」に込められた意味について学ぶ機会があります。過去に学び、今を見つめ、未来を考える全世代型平泉学を通して、平和に関して一層豊かに学んでほしいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

それでは、通告に従い再質問のほうをさせていただきます。

まず、住宅リフォーム・リノベーション助成についての質問でありますけれども、現在の町内事業者というか、仕事の現状はどういうふうに認識しているかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

様々な事業者ありますけれども、建設業事業者に関してのみということは捉えておりません。当課のほうで商工会にも2度ほど調査していただきまして、11月に1度要望いただいているところですが、昨日もお答えしたところでしたけれども、今、商工会のほうで申告中ということでしたので、実態としてどのようなことになっているかというのは恐らくはかなりの被害はあるのだろうと思いますけれども、その中で建設業者だけという形ではちょっと捉えてはおりません。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか確かに建設業者だけというふうにはならないかどうかというのがあるのですけれども、ある程度、工務店回ってみたりしたのですけれども、昨年末のクリスマス時期、冷害あり大雪が降りると、水道工事事業者はかなり忙しかったということをお聞きしていますし、現在もまだその凍結についての工事はまだ終わっていない状況だということをお聞きしています。ただ、これに当たってはかなりの数に上るので、年末に町民がかなりの負担をしたということは事実だと思います。

そして、その後に雪の被害によって屋根が折れ、そういう部分の工事もまだまだ見積り段階の状況だということも、件数的にはまだ分かっておりませんが、雨どいだけの工事関係で約200近く見積りが来ているということはお聞きしています。ただ、雨どいだけでも足場をかけ、雨どい工事となると、40万からの仕事になります。金額的にもかなりするという事は私だけではなく皆さんも知っていると思います。

そして、現在ですけれども、昨年からのコロナの影響で工務店は営業努力ができない。仕事を確保という部分ではとても悲惨な状況であるということなのです。営業努力ができないということは、そのまま今年の仕事がないという状況につながるということになるわけです。ただ、今回の部分で見積りは入ってきているけれども仕事がないと。そういう状況になっていると。だからこそ、ビニールハウス等の被害もありましたけれども、現在とても大変な状況で何とか確保するための仕事対策という部分で、この部分のリフォーム助成という部分も必要なのではないかと考えるのですけれども、どうでしょうか。そういう部分で言いますと、今回の被害に併せて多くの人たち、または業者にも役立つと思うのですが、いかに考えますか。伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

その大雪によってなかなか仕事が入らなかった、あと今後どうなるか、コロナの影響もあるという、いろんな背景がある状況だと思います。1つはそのリフォームということで言いますと、ある程度、個人資産の向上、リノベーションもなのですけれども、あとは通常の維持管理、何も

しなくてもかかる維持管理という、ある程度個人の負担になる部分というものはあるので、慎重にこれは検討していかなくちゃならないという側面を持ってございます。

あと、コロナの影響ということで先ほどもちょっと答弁にありましたように、いろんなコロナ対策支援もいろいろ今、手を打っているところでございますので、それとの関連ということがあると思います。なので、そちらのほうを見極めながら、何か政策的な内容を取り入れました何か助成制度ができれば、必要性を含めて今後検討していく必要があるとは思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

検討という部分ではあれなのですけれども、今までかなり住宅リフォームについては、私自身も結構質問しているのですけれども、その中で今までの背景というのですか、そこらもちょっと伝えておきたいなと思います。

震災のときからでいきますと、住宅リフォーム自体が平成23年ですけれども、平成23年から平成25年まで45件だそうで、その後、平成26年は41件で、平成27年には24件と減少傾向にあったと、確かにね。そして、事務事業検討委員会で中止を決めたのでありますけれども。これは県の資料によるのですけれども、平成18年からちょっと遡ってくるのですけれども、売上が、これは同僚議員がたしか以前質問していたと思うのですけれども、平成27年度は売上が最低となっていると。この年には平泉町は減少傾向だとして住宅助成をやめたのですけれども、次の年、平成28年には前年の倍ぐらいの建設業者の実績があるのですけれども、これの背景としてはずっとリフォーム助成も続けてきたその部分で平成28年には倍の記録を達しているのですけれども、平成23年からずっとリフォーム助成、復興とそういう部分で売上はどんどん減少してきていると。今もまたさらに減少してきていると。県の資料では、そこまでの資料しかなかったのですが、そういう部分でもどんどん減ってきているということは必要だということにはほかならないのではないのでしょうか。

そして、リフォーム助成がいかに重要だったかというのは、今になってその平成27年ピークを迎えたという部分も含めて、いかによかったかというのが見えるのではないかなと思うのです。だからこそ、今まで平泉で行ったリフォーム助成や商店リフォームなんかも入るのですけれども、これは宮古で行っているリフォーム助成はそんなに難しいリフォーム助成ではなく、もっと簡略化されたものだったのですけれども。

1つちょっと言いたいのですけれども、地域の疲弊、経済状況を勘案して、地域経済の活性化を図ると。この辺はそんなに違わないと思うのですけれども、公平性が確保され、できるだけ汎用性のあるものとして検討したと。助成を受けられるのはもちろん住民であるというのは確かなのですけれども、対象工事を10万とし、市で出すのは10万円までだと。しかも現金であると。これがたしか以前のやつにも少し言ったと思ったのですけれども、申請書類も、ものすごく簡略化されていて、位置図、写真、計画書、見積書のみと。あと終わった段階に積算が作る書類は写真

と、終わったという納税証明書もプラスしてという形になっていると。ある書類だけで十分だと。それぐらい簡略化されていると。そういうふうな部分を必要としているのではないのでしょうか。いかに必要なというのが分かると思うのですけれども。

そして今回ですけれども、リモートワークも入って、広告等を見ればよく分かるのですけれども、いかにリモートワークの部分の広告が入ってきているか、そしてインターネット上で中古パソコンとか新規パソコンというのがありますけれども、そういうリモートワークに必要なものが格安で売られている、こういう部分も含めて、そして、私の近辺にもいたのですが、リモートワークに併せて何とか部屋の隅に机等を置いて、子供たちが入らないような状況をつくったという話もお聞きしているのですが、そういう部分で必要なのではないかと思うのですが、いかに考えますか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ちょっとリモートワークの部分につきましては、まだちょっとこちらのほうで把握していないとか、どのくらいの需要でどうなのかというのはちょっと分からない状況です。状況を踏まえて今後調査していく必要があるのかなとは思っているところでございます。必要に応じて、あとは調査し検討をさせていただくということになると思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それから、もう一点、町長から確かにスクラップ・アンド・ビルドで必要なものだったら、ある程度壊して造っていくという部分もお聞きしています。そういう部分は分かるのですが、今まであったかなり高額補助ではなくて、積み上げていくような補助というのが一番ベストなのだと思うのです。そういう部分では、こちらを壊してすぐに造るというのではなくて、ものすごく額を安く簡単明瞭で使いやすいという部分を強調していくほうがずっといいのかなと思うのです。

今、仕事は確かにこれからなくなるという状況と商売をやっている方がすごい売上が落ちている。その部分ではそのリフォームというのに入ってこれないというの分かるのですが、スクラップ・アンド・ビルドしないで、常に壊すのではなくて、額を抑えてどんどんプラスしていく。例えば住宅リフォーム助成にプラスして、商店リフォーム、プラスしていくとか、町産材使ったらさらにプラスしていくと。そういうようなプラスの思考で、しかもあまり難しい書類は取らないでやっていくという形がいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

補助制度、助成制度につきましては、先ほども言いましたように繰り返すにはなるかもしれませんが、いろんなその政策的な内容は取り組んで策定していかなければならないと思って

おりますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひますし、あと、申請の際の書類などですけれども、そんなに業者さんを頼んで聞くというような部分のものはあまり必要ないような形、今までも必要最低限の資料で行ってきているというようなふうに認識しておりますので、新たな助成制度ができれば、そのような形にはしていきたいと思ひております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ここで住宅リフォームをやめたときの理由があつたのですけれども、確かに事務事業検討委員会の意見であるということと、国の補助がなくなったということと、国庫補助から景気状況が事業が実施したときの状況にないという部分お聞きしています。ただもう以前よりも相当落ち込んできている、建設業者の数も少ない。そういう状況で特に皆さんの周りに大工さん等建設業者がどれだけいるかというのはちょっと確認していませんが、話によると、かなり老齡化し、もう70歳前後になつてしまつたという部分があつて、大工さんを探すのも大変な状況になつた。ましてほかの事業者さんというのは例えば建具屋さんにしても左官屋さんにしても、恐らく指で数えて何件もないというのは私自身ではなくて皆さんも多分知っているのではないかなと。

後継者という部分でSDGsとよく言ひますけれども、次につながる人たちをつくっていく観点というののもとても重要な部分かなと。ある程度、金沢にしても京都にしてもそうですけれども、建設業者をある程度困っていくというのは何ですけれども、次につながる人たちをつくらないと、町長が言う例えば昔ながらの住宅なり、とても神社仏閣に入れるような大工さんなり、そういう人たちをつくっていけないという部分になると思ひます。そういう観点からも必要な部分かなと思ひます。いかにしてできるかといつたら、すぐできるわけでもなく、リフォーム助成ができたからすぐに造れるというわけではないのですが、業者自体がどんどんなくなっている今、とても必要な制度ではないかなと思ひます。ぜひ検討していただきたいと思ひますので、次に移っていきいたいと思ひます。

2番の国民健康保険税についてでありますけれども、まず国保世帯の中で子供の部分、18歳以下の子供の部分なのですが、何人いて、どれくらい出しているのかというのがぜひ出していただければと思ひます。

議長（高橋拓生君）

阿部議員、もう一度マイクを近づけてお願ひします。

5 番（阿部圭二君）

国保世帯の中で国民健康保険税でどれくらいの人が均等割の部分の人数とその金額を教えてくださいたいと思ひます。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

均等割の関係でしたが、ゼロ歳から高校を卒業するまでのお子さん、18歳までのお子さんが88

名、2月時点でおります。均等割につきましては、1人3万9,000円でございますので、それですと、大体334万4,000円が均等割として課税されているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

これは以前、多分同僚議員も説明した部分かなと思うのですけれども、88名であると。334万4,000円であると。かなり金額的にもそんな多くの金額ではないのではないかなと思いつつながら、子供に対して平泉町は町長の施政方針演述でもそうですけれども、温かい目で見ている平泉町であります。そういう部分でもぜひ出していただければいいのかなと思うのですが、特にこれを減免という形で町で負担しても330万だと言え、それぐらいになるわけで、ぜひやっていただきたいなと思います。これは以上になりますけれども、次の質問にいきたいと思いますが、ではぜひ答えていただければいいかなとは思いますが、検討すべきだと思いますけれども、どうですか、検討できますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

均等割につきましては、先ほど町長のほうからも答弁ありましたが、割合が決まっておりますので、所得割合総額が100分の40、資産割総額が100分の10、被保険者均等割が100分の35、世帯別の平等割が100分の15と法律で定められておりますので、均等割のみ下げるということはできません。ただし、先ほどもお話ししましたとおり、令和4年度から未就学児につきましては、国の減免措置がありますので、今後は県を通じて国に対して、これが未就学児以上の小学生、中学生、高校まで該当になるような取組を今後続けてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

その部分も確かに必要な部分ではあるのですけれども、この子供の部分、均等割の部分、子供の部分88名分、財政調整基金とかを使ってぜひ減免していただければと。子供の部分というのは不平等であると同時に働いていないわけで、収入がない方からもらうというのはとても不公平であると思いますので、減免すべきだと思います。

続いて、次の質問にいきたいと思います。

3番の子供の平和教育についてでありますけれども、平泉町は非核平和宣言都市であるということはかなり昔でありますけれども、そういう部分の教育みたいなのはしていらっしゃるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

具体的にその問題について、学校で取り上げて指導しているというふうなことは聞いておりません。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

かなり頑張ったものでありますし、ぜひとても恥ずべきものでも何でもないので、広めていただきたいなと思いますし、教育長の行政方針演述でも、平和への願い、未来の自分ということで、唯一の被爆国の日本人として世界平和を願う平泉らしく核兵器禁止について学ぶというのはとても難しい部分かなと思うのです。教育長の答弁で、ここには私は子供の平和と書いたのですが、町民自身の平和教育という部分も平泉学の中ではとても重要な部分だと思います。その部分についてもちょっと答えていただければと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

世界唯一の被爆国として、核兵器の廃絶を願うという思いというのは多くの国民の思いだろうというふうに思います。おっしゃいますように、平泉は約900年前に清衡の中尊寺供養願文にあるような、それまでの戦でもって多くの方が亡くなったことを踏まえて、生きとし生けるものが全て平和な世の中で生活できるようにという願いがあるわけで、そのことについては平泉学の中でも学習をしているところであります。

一方で、学校教育の中で平和の問題がどのように取り上げているかというふうな一例をお話をさせていただきますが、今年度改訂になりました小学校の教科書、それから、この4月から中学校の教科書も変わりまして、新たな教科書で勉強していくわけですが、その中の国語の教科書を見てみました。そうしますと、小学校3年生から中学校3年生まで全ての国語の教科書の中に平和教材と言われるものが取り上げられています。小3では「ちいちゃんのかげおくり」、4年生は「一つの花」、5年生は「たずねびと」、6年生は「平和のとりでを築く」、中1は「碑」、中2は「字のないはがき」、中3は「生ましめんかな」、1年間の中で必ず平和教材というものが取り上げられているというふうなことであります。

その中で原爆に関わるような作品は「たずねびと」、これ5年生ですが、原爆供養塔納骨堂の名簿の中に訪れた女の子と全く同じ名前の者が刻まれていたということから、それを平和資料館に行って話を聞くというふうな中身でありますし、「平和のとりでを築く」、6年生のものは原爆ドームが世界文化遺産に登録されるというふうな、そういったことを書かれている説明文であります。中1の「碑」は、広島県の放送局、民間であります、被爆学徒の慰霊碑を巡ってドキュメンタリーにした作品であります。「生ましめんかな」は、8月6日の夜、地下室で産気づいたお母さんを瀕死の重傷でいるお産婆さんが、私に取り上げましょうということで子供を取り上げ、自らは亡くなってしまっている、そういう作品であります。といったふうに、国語を例に取りましたけれども、平和についてというふうなことで日本全体でといいますか、こういった学び

をするというふうなことはされているというふうなことであります。国語ですから、国語の使い手を育てるといふようなものは大変大事な学習であります、加えてどう読み取るか、共感したり、批判的な力を育てたり、自らの考え方を深めたり、仲間とコミュニケーションを取って論議をするというふうなものも育てるといふような役割があるわけでありますので、今使われている教科書の中で十分そうした問題については取り上げられているというふうに思います。

一方、平泉ですが、これも一例を取り上げますが、昨年の学習発表会、長島小学校の6年生は、「平和を願って」という演劇を取り上げました。これは北上にあった後藤野飛行場から特攻機が3機飛び立っているということを経験したものを劇化したわけであります。といったふうな身近な中で平和を考える素材はたくさんあるわけで、そうしたことを地道に町内の学校ではその発達段階や時期に応じて学習をしているということが、まさに私どもが願う平泉学の一つであろうというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

私自身、今回のこの子供の平和教育についてと取り上げたのですが、平泉学をもっても平泉町でどんな活動やれといふふうには私自身も出てこないわけで、ともに多分みんなで考えた新たな教育なり、平和というのはただ教わるだけではそのままでは平和にならないということも自覚しながら、自分たちで平和を取っていくという、そういう自身も取り上げながら、ぜひ平泉町に広げていただきたいなと思います。

そして、最後の質問にしたいと思いますが、補聴器の購入補助についてでありますけれども、難聴者というか、障害者の方の人数というのは出ていたのですが、300、かなり数があるなと思ったのですが、こんなにいるとは私自身も思わなかったのですが、耳が聞こえにくくなった軽い難聴者というのですか、そういう方々というのはどれぐらいいるかなんていうのは分からないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

軽度の耳が聞こえづらいというような方々の人数については把握はしていないところです。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

だと思ひまして、私自身、ある程度幾つかの行政区しか回れなかったのですが、区長始め、ある程度の人たちに聞いたのですが、やっぱりどこでも分からないのですよね。実態がつかめていない。その実態の中には、自分が耳が聞こえないということをあまり知られたくないという部分も入っているのかなとは、私自身も思っているのですが、そういう部分も含めてなかなか実態が

つかめていないということで、最近、東京都で高齢者の補助を一応出しているのですが、利用者負担というか、1回かっきり2万円とか、2万円から3万5,000円ぐらいの補助を出しているのですけれども、補聴器自体は安いものから高いものまで50万ぐらいまであるのですが、大体5万円程度からあるということで、ただ補聴器を持っていても自宅ではやっていないというのを聞いたのですけれども、そういうことについても保健センターではそういうのをどういうふうに使っているなんていうのは分からないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

補聴器の使用の状況といいますか、だと思えますけれども、こちら保健センターで補聴器の使用についての相談ですとかについては、あまりない状況であります。ただ聞こえにくくなりましたとかというご相談は、年間になりますが一、二件ほど直接、保健センターにも相談おいでになる方がいらっしゃいます。そういう方につきましては、まずはそのそれこそ補聴器の使用について、その該当になるかどうか、身体障害者手帳の所持の該当になるかどうかというところをお医者さんのほうにご相談いただくようにということで、早期の受診のほうは勧めさせていただいているところです。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

行政区を回って大体ある程度の人数というか、掛ける20ぐらいにすると、大体10人程度は各行政区でいるのかなという部分で200人程度かなというような予想なのですが、ただ行政区によってはそんなものではないよという、10人どころではないということもありまして、もうそれ以上ではないかなという予想であります。かなり私が考えている難聴者と合わせると500人超えるわけで、平泉町としては結構の人数なのかなと。多分600人ぐらいになっちゃうのかなと思っています。そういう部分でも補助が必要なのかなと思うのですが、東京都並みの2万から2万5,000円というのが妥当な線かなと思うのですが、ここで紹介したいなと思ったのは、沖縄で医師をやっている方のおかげで難聴者がひどくならないで済むと。その状況がそのまま続いているというのはとてもいいことで、平泉町も難聴が改善されたり、そしてさらに病気が進んでいかないという工夫がとても重要な部分になるのかなと思います。それにはある程度みんなが集まって、耳が悪いのだということは自分で言えるような状況をつくっていかないと駄目なのだと思うのです。今までの健康診断では多分周りに自分が耳が聞こえないというのを広げるようなものなので、難聴になっている方をやっぱり特に集めるような形というのがベストかなと思うのです。

そして、それが当たり前になるというか、補聴器が当たり前になるような状況をつくっていけば、ある程度改善されるのかなと。そして、私自身もあちこちの玄関とかに行っておピンポン押しても出てこない方とか多々いまして、後で聞いたら難聴の方だったとか、自宅では補聴器使っていないと。人が来て慌ててこうやると。これがいいのか悪いのかというのは確かにあるのですけ

れども、実際問題、補聴器購入している人は1台も2台も持っていて、その使い方がやっぱり耳がぐわんとなってしまうと言っていました、使い方が多分あまりちゃんと普及されていないのではないかなと。これが一番の問題なのかなと思っているのです。そういう部分では使い方を保健センターなり何なりが、先ほど言いました難聴者を集めてというような、聞こえにくくなったよという人たちを集めてのそういう講習会等、補聴器購入に当たって補助とともにそういうのが必要だなと思うのですが、いかに考えますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

保健センターのほうでは、様々な高齢者を対象にいたしました介護予防教室などを実施しているところがございます。そして、町長の答弁にもありましたけれども、その加齢に伴う様々な機能の低下というのは、聞こえの問題だけではなくて視力の低下とか筋力の低下とかもあると思います。そういう中で、より聞こえというところの部分も含めながら、介護予防教室のほうで話題にしながら取り組んでいければいいかなというふうに思います。今まで例えば介護予防教室の中で、聞こえというところの問題といいますか、そういうところについての特段の内容というものを取り込んでこなかったところもありますので、そういう部分も含めながら皆様に啓発のほうをしていければと思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

難聴者というか耳の聞こえにくい人が、この間ニュースで言っていたのですが、震災の津波で逃げ遅れた等で亡くなっている方が一般人よりも2倍になるというニュースがありましたけれども、それと同じで家庭でも自宅で地震があれば分かるのですけれども、誰かが呼びに来て分からない。そういう状況が続くというのはとても不幸なことですし、それとともに難聴者であること自体で表に出られないとか出にくいとかというふうになるのがとても、これは以前の質問でもしたのですが、以前の部分でも議会でも言ったのですが、奥州市では耳の不自由な方に温泉チケットを配ったりしまして、できるだけ表に出られるような機会をつくっているのもお聞きしますし、今回のコロナ禍で多分、東京都がやりだしたというのは、自宅に籠っている人が相当いるという部分も含めて、それによって沖縄の医師は言っていますけれども、40代からのコレステロールによって、耳鼻血管の動脈硬化が関係していて、コレステロールが摂取すると難聴になるというようなデータもあるらしくて、肥満予防は難聴の予防にもつながるといようなこともあるというデータも出ております。

だからこそ、皆さんでそういう部分も抑えていくべきだと思いますし、平泉町ではぜひ保健センターでまず集めて、何個か持って貸し出してというのでも最初はやったほうがいいのではないかなと思うのです、補聴器の。格安のそんな高くない5万程度のもので貸し出して使い方を教えるとともに、その後1か月ぐらいかしたら、使えるようになったら買っていただくというような形

で、それに合わせて補助金なり何なりというのを出していくのが一番いいのかなと思うのですが、これについてはいかに考えますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

補聴器を一定程度貸出ししてというようなお話でしたけれども、保健センターのほうで器具を準備して、そしてそれを貸し出すというようなところにつきましてはなかなか難しいものがあるのかなと思います。補聴器につきましては、やはりその方の聞こえの状況ですとか、使ってみてのそのまた使用の方法だったりとかという、そういう個別的に対応もしていかなければならない部分もあるのかなというふうに考えますので、保健センターでのそういう貸出し等については難しいものと考えます。ですので、聞こえにくくなったなというようなお声を聞くようなことがありましたら、早期に耳鼻科等への受診を勧め、そして、よりよく補聴器なども使っていただけるように先生方というか、受診をしながら指導していただけたらなと思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かにただ耳の聞こえない人が来て、いきなり補聴器どんなものか分からない部分で、平泉町にあればもっといいわけで、そのほうが使いやすいかなという部分とともに、ある程度の補助金なり半分なり2万なり2万5,000円なり3万円なりという補助をしていくということが出にくくなった、健康で文化的な生活という部分でも平泉町のお年寄りが長く生きていただくという部分でもとても重要な部分だと考えます。ぜひ補助金を出すような方向にしていきたいなと思います。それでもって、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告7番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問通告7番、真竈光幸であります。

今回質問させていただきますのは3件であります。

月日のたつの本当に早いもので、令和2年度最終の定例会一般質問になりました。本年度は新型コロナウイルス感染症対策一色の中、町長を始め職員の皆様の苛烈な職務状況に対しまして、町民を代表いたしまして敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、今回の質問の1件目は、東稲山麓地域への今後の取組について、3項目伺うものであります。

農林水産省が2月19日、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産への申請地域を発表し、登録を目指しておりました東稲山麓地域は2次審査で残念ながら落選いたしました。また、同様に農林水産省が認定いたします日本農業遺産にも登録はなりませんでした。

そこで、お尋ねをいたしますが、1つ目に、日本農業遺産認定は今回もかないませんでした。今後の取組の方針について伺います。

2つ目に、東稲山麓地域の農業振興策について、2市1町の連携は継続して今後行うのか見解を伺います。

3つ目に、東稲山麓地域にまつわる歴史的な学習への取組について伺います。

2件目は、新しい制服の導入について、2項目伺います。

ここからの2つは、未来への希望を持っての提案でございます。

1つ目に、中学校の制服を機能性のある素材とデザインに変えた平泉だけの独自の制服を制定することの可能性について伺います。

2つ目は、町職員につきましても、統一性を持たせた機能性の高い素材とデザインの制服の導入を図ることへの見解を伺います。

3件目は、県南地区工業高校再編について、2項目伺います。

1つは、県南地区の工業高校の統合再編について、本町としての係わり方についての見解を伺います。

2つ目に、2市1町で東稲山麓地域の世界農業遺産登録を目指したように、共同歩調を持って本町への誘致を推進する考えはないか伺うものであります。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真篋光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

東稲山麓地域への今後の取組についてご質問がありました。

今後の取組につきましては、当地域の認定審査について、世界農業遺産等専門家会議の委員から評価及び指摘をいただいております。企画推進チームにおいて、それらを検証すると同時に今後の方向性について協議中であります。そして、できるだけ早い段階で東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会の臨時総会を開催し、今後の取組方針について決定したいと考えておるところであります。

また、東稲山麓地域の農業振興策について質問がありました。

東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会では、この地域の活性化と農業の振興を図ることも一つの目的として取り組んできたところでもあります。地域資源の勉強会など地域ぐるみの活性化の浸透や「東稲山麓地域3市町物産販売促進委員会」が結成され、地域内の特産品の紹介、販売するなど地域全体の取組を行われるなど、少しずつではありますが、地域の活性化や農業の振興に結びついてきたところでもあります。

東稲山麓地域の農業振興策についての2市1町の連携の継続については、今後の課題として両市とも協議したいと考えておりますが、何らかの形でさらに推進していくことに今、協議を進めているところでもあります。

(3)の東稲山麓地域にまつわる歴史的な学習への取組について及び新しい制服導入についてのご質問の(1)中学校の制服の件につきましては、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

私からは、町職員の制服導入についてお答えをいたします。

町職員については、被服貸与規程により作業着については職種により4年から1年に1回の間隔で貸与がされているところでもあります。事務服については現在貸与は行われておりませんが、統一性を持たせた機能性の高い素材やデザインの制服導入について、費用対効果の観点から検討させていただきます。ただ、働き方改革の進展でクールビズやウォームビズ、ビジネスカジュアルの導入等、画一的な組織風土から柔軟な発想への転換を求める動きが広く浸透してきており、多様な価値観を尊重する職場環境をつくる必要もあることから、慎重に検討してまいります。

次に、県南地区の工業高校の統合再編についてご質問がありました。

令和3年2月1日、岩手県教育委員会において、「新たな県立高等学校再編計画後期計画（最終案）」が公表されました。計画案の中で、時代に対応した新しい学びの創設も検討しながら、産業ニーズに幅広く対応できる工業教育の充実に向けた教育環境の整備として、県南地域における大規模な工業高校の設置、水沢工業高校と一関工業高校の統合が盛り込まれたところでもあります。このブロックを超えた専門分野を集約する大規模な統合について、関係機関・団体等においてはそれぞれの受け止め方がありますが、特にも一関市においては統合案には否定的で再考を求める考え方を示しております。

町としましては、近隣市町の動向を踏まえ、生徒の希望する進路の実現、地域全体の育成等、高校の持つ役割の重要性や地域からの期待等を判断しながら、今後対応してまいりたいと考えております。このような情勢下において、誘致については現段階では考えておりません。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、東稲山麓地域にまつわる歴史的な学習への取組についてのご質問にお答えいたします。

長島小学校の総合的な学習の時間に、「平泉学・地域学習」が計画されております。6年生では、「古都平泉を知ろう」をテーマに、「もっと長島のよさ、歴史的・文化的価値の存在を知る

べき」として、西行桜の森で植樹に取り組んでいること、平安時代後期に西行が東稲山の桜山に感動し、秀衡や義経と再会を約束したことなどを劇にして学習発表会で発表するなどの取組をしております。

次に、中学校の独自制服の可能性についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会におきましては、現時点で平泉だけの独自の制服を制定するというを学校に指示するといったことは考えておりません。また、中学校においても、特段制服を新たに変更することについての要望や計画などはないものと伺っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ありがとうございました。質問を補足する形で何点か伺ってまいりたいと思います。

最初の申請の2018年でありましたが、このときは1次審査で漏れたことから見れば、今回2次審査まで行った。前進はあったわけであります。具体的な敗因と申しますか、その原因をどう考察されているか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

先ほど町長が話したとおり、現在、企画推進チームで検証しているところではございますが、農林水産省のほうから認定に関する審査における委員のコメントをいただいております。これには、まず評価について書かれております。また、指摘事項についても書かれております。これらことから、まず評価については正直言って、いいものであります。指摘というのがやはりそこで落選したという大きな原因になっているかと思っております。それについて、どのように対応すべきだったのかということも含めて検証中でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

プレスリリースでは、町長は3度目はないというような所感を述べられておりましたが、3度目の申請、間違いなくあと一步のところまで来ているわけですから、3度目の申請に向けて挑戦は継続すべきだと思いますが、その件についての所感を改めてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

3度目の挑戦はないということは話しておりません。ただ、2018年に第1次審査で通らなかったときに、いずれ再チャレンジだということはお話ししました。しかし、今回は駄目だったらまだやるというような体制でそのまま再チャレンジをするのであれば、これは最悪のシナリオだと

いうふうに思っています。そういった中でいずれ2018年はそういった結果になったわけですから、次は今まで以上にさらに万全の体制を取って、そのときに再チャレンジの再チャレンジはないのだよと。あくまでも再チャレンジで何とか認定受けるのだという話をさせていただいたことは事実ですけれども、今回の2月19日のコメントの中でも、3度目はないということはお話ししていませんので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ユネスコの世界遺産が、遺跡や歴史建造物、自然などの不動産が登録・保護の対象にあるのに対しまして、世界農業遺産は伝統的な農業システムがその対象であります。前回、今回ともにそのシステムを北上川の氾濫、洪水水害に対する備えとしての中山間地域と沖積地を組み合わせたリスク分散農業システムが全国的に希少な農業システムなのですよと。こういう結論づけに共感と支持をいただけなかった、何か足りなかったということなのだろうと思うわけですが、今後再挑戦をするに至りましては、この農地利用のリスク分散という部分を少し薄めて、この地域で数百年続いて検証されている農業遺産であります農民の生活、農民の祈りや感謝、生産の意欲の表明である各種祭礼、中山間地域への農業用水の給水システムであって、近世の農業遺産であります石積棚田、ため池、これらの活用と維持作業、そして、それを行っていた結の存在が現在の地域コミュニティにもなお息づいているという部分をもう少し焦点を当てていければいいのかなというふうに、我々その農民としては考えているところであります。いわゆるSDGsの精神がここに守られているということをお印象づけていただければいいのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど答弁もさせていただきましたけれども、やはり世界に類のないそういった中山間地、東稲山麓はそうした農林業システムというのがまさに世界に類のない、そして広大な地域において、それが実践され、今に至っているという、そういった部分を今回全面的に出させていただいて、今まで第1次審査を通過して現地調査、そして動画も作成しながら、最後の審査に向かったわけですが、結果としてそういったことが今、議員もおっしゃったように、そういったことがさらに深掘りをする必要があるというふうに今、調査中ですが、いずれ今月の26日に総会があるわけですが、それに向けて今、最終的に事務局段階で調整もさせていただいておりますし、岩手県、そして両市の市長とも協議を進めているところであります。そういった部分をやっぱり分析をきちっとするとともに、さらに従来に増したそういった事務局体制のこともありますので、そういったことを総合的に判断しながら、今後の方針をしっかりと示していきたいと思っております。

ただ、今この段に至って、さらにこの2年間取り組んでいただいた地域のつまり協議会の方々が地域地域をそれぞれ深掘りしながら、今まで自分たちが生活をした中で、やはり自分たちも実

はこの地域のことを今回の東稲山麓の農業遺産、日本遺産を推進するに当たって、いろんな角度から地域をむしろ学習できたと、知ることができたと。そういったことの地域のつながりはものすごい地域での今後の大きな成果になっていくと思います。しかし、その成果をさらに拡大していくためにはやはり目標を持ったやり方を2市1町、そして県もなのですけれども、やっていくことが東稲山麓にとっては、そして私たちの地域にとっては大変大事なことだというふうに認識いたしておりますので、今後とも協議会ともしっかりとした連携を取りながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

先に登録を達成された地域の方々の声を聞く機会が何度かこれまでもあったわけでありまして。世界の人々の心を打つためにはどうすればいいのかという課題、ここが一番大きなところなのだというお話を聞いたことがございました。やはりその東稲山麓地域で言えば、北上川沖積農地には洪水等の問題がこれは数百年続いているわけでありまして。そのためにその部分には米はもちろん用水も技術がありませんから、水がついても収穫に困らないような足の長い植物というか農産物、それが麻の栽培であったり、ケシの栽培であったりした歴史がございます。それから、中山間地につきましてはやはり用水の確保という、これも大変な先人の苦労があったわけですが、そうした困難な課題にどう立ち向かって、どう克服して、そしてどう今につないでいるのか、この辺をドラマを世界の人々にお伝えしていただければ、きっと実りのあるものになるのではないかと思いますので、ぜひこれからも邁進をしていただきたいと、そのように思うわけでありまして。

その一方で、これを契機にその民間の団体、地域の活動状況をお伝えいたしますと、令和元年度から東稲山麓地域の3市町の交流会を持つことになりました。令和元年度は、生母地区コミュニティセンターで3市町農産物販売会を行い、生母地区の製麺の販売だったり、舞川地区のそば、アグリ平泉のワイン、14区営農環境保全会のタバシネイモの試食会など、大変盛況でございました。令和2年度は新型コロナウイルス感染予防対策として物産販売開催は見送りましたが、12月7日、3市町中山間地域交流会を舞川市民センターで行いまして、共通の課題や取組などを発表し懇談を深め、意見交換をしたところでございました。今後の取組といたしましては、3市町の農産物、特産品の紹介パンフレットを今、作成の段階に入っておりますが、道の駅等へのPRをしていくための準備を今、鋭意進めているところであります。行政サイドで3市町連携で今後具体的な取組にする計画があれば伺っておきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

今、協議会の中で具体的な考えというものはございませんが、いずれ市町村の枠を超えて、このような活性化図られてきたというのは非常に大事なことではないかと思っております。それを持続していくということで今は考えていきたいと考えているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

それから、この地帯の活性化、振興について何点かお聞きしたいと思いますが、今後の東稲山麓地域の活性化のためにこの山麓地域の抱えている大きな課題があるわけでありまして。それはため池に代わる中山間地域の農業用水供給先であります北上川東部土地改良区賦課金未収問題であります。この課題の解消に向けて連携する取組が求められております。この地域の農業を持続的に行うためには絶対避けて通れない、政治的な決断も場合によっては必要になるかと思いますが、これからの展開についてお考えがあれば伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それはまだ先ほどの質問とは全く別な観点からのご質問かというふうに捉えますけれども、実際、東稲地域の土地改良区事業につきましては、当町でこうする、ああするというような内容ではないということはず最初にお話ししておきたいというふうに思っております。今、今回ここまで来るに当たっても、県の土地連等々の管理がものすごく強いわけですから、政治がこうするという判断に基づいて解決できる、そういう内容ではないというふうに認識いたしておりますので、今ここで私の立場から、こうあるべきとかこうするとかいうお話はそぐわないというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

了解いたしました。

質問を変えますが、さらに振興策について伺いますが、前、平成30年、ちょうど3年前か4年前の定例会の一般質問でも行ったと思いますが、この第2遊水地内の大規模圃場には、主力の主食米、大豆、小麦などの作付、東稲山麓の中山間地域には、業務用米、酒造好適米、特定ブランド米、新規野菜作付の取組などのいわゆる産地のすみ分け支援策が有効であると考えますが、こうした観点で前にお話ししたやつから何か進展はあるのでしょうか。お伺いします。

議 長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

今の話がありましたことについては、特に進展はないと考えておりますが、いずれ北上川沿いが氾濫すると、それによりまして、実は土地が肥沃になって、大豆が通常のところよりも収穫量が多くなっているという話もあります。ですので、そういうところについてはそのような形で力を入れながら、またあとは転作ということになりますので、転作の奨励が町としてやっていくかどうかということとはちょっと難しい判断になるかと思っております。転作というのは一関地方再生協議

会で行っておりますので、そちらと調整しながら、それはお話ししていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

前にもそのようなお話をいただいたわけですが、やはり大規模化できないという、ここがひとめぼれを主力に作付する方向なのだけということだけではいわゆる経費を抑えられない部分があるので。なので、そういった中山間地域に対しては、主力のひとめぼれではなくて、特定のブランド米もしくは業務用米、外食産業・中食産業の必要とされている今、全く足りていないそういった品種の米の作付をJAと相談しながら取り組んだらどうなのかといったようなことをお伺いしたわけだったのでありますが、今度ともその辺も、事は継続して検討していかなくちゃいけない部分だと思いますので、ご承知おきをしていただきたいと思います。

平泉学について伺います。

東稲山麓地域にまつわる歴史的な背景は、長島地区には藤原氏以前の安倍一族に関する伝承、生母地区には菅原道真の妻子にまつわる伝承、舞川地区には前九年の役以降の源氏に関する伝承など、大きな歴史の流れが伝えられているところでもあります。平泉学として、以前一般質問でも申し上げましたが、東稲山麓地域のため池を学習に取り入れるべきだと提案をしたものでございましたが、教育長も多分その方向はいいのだろうといったようなことで言われたと認識をしておりますが、今申し上げました東稲山麓の歴史の流れ、こういったものも学習に取り入れることは、まさに地域の文化や遺産の価値を学び伝えていく人材の育成としている方向に合致しているのではないかと考えますが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

今おっしゃられましたように、町の地域を離れていく、広範囲に山麓というふうな考え方で素材を探り、その学習をするということも大事かというふうに思います。現段階では、まさにあの世界遺産はいわゆる北上川の西の平泉部分で、うちほうには関係ないというふうな、そんな意識もあったかと思いますが、最近ではいかにその平泉のよさを発掘し、それを発信していくかというふうな形で学校では取り組んでいるわけでありますので、その発展的な形ということで今のお話は参考になるかというふうに思います。

昨年の2月に奈良に長島小学校の2人の先生と一緒に行って、全国世界遺産学習サミットに参加し、分科会での報告をしてきました。そのときにこの多分、長島地区全戸に配布されていると思いますが、子供たちが作ったパンフレットを持っていったわけです。その中には、西行の話、自然の話、それから八雲神社、小島神社の話、それから発掘された土器だとか、お大師様のこと、様々なことについて非常にコンパクトにまとめられたものでありました。こういう形で完成形ではないですけれども、この卒業した学年ではこれを作って伝えていくというふうな取組している

わけですので、そういったようなことを発展させる。なかなか教員も入れ替わり立ち替わりという形になるので、その継承というか継続は難しいところがありますけれども、一つの参考にさせていただければと思います。

なお、地域学習でも、今年度はコロナの関係で半分もできない地域があったわけですが、例えば長島では見性寺についてとか、それから長島地区の歴史とか、小島神社の歴史とかというふうなことで、それぞれの地区ごとに老いも若きも集まってというふうな形で取り組んでいっているところでもありますので、そういったこともまた継続して広めていければいいなというふうに思っているところでもあります。

先ほど農業遺産のお話がありましたが、それはならなかったというふうなことでありますけれども、視点を変えると、歴史学習というのは何も900年前だけが歴史学習ではないわけでありまして、例えば近代において農業がどのような取組をされていたか、水との闘いをどうしてきたか、そうしたこともまさに平泉学の一つというふうな捉え方もできるのだらうというふうな感じがしますので、どんどんそれが広がっていくわけですが、時間的なあれもありますので、どこに焦点を当てるかというのは学校の考え方というふうなことで生かしながら進めていくべきであろうと。決してそれは積み上げが消えるものではありませんので、そういった積み上げを大事にしていくべきだというふうに考えています。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

生きた歴史遺産がたくさんございますので、ぜひ足を運んでいただいて取り入れていただければと思います。

次に、学校制服について伺います。

先ほど教育長からは、全く付け入る隙のない答弁をいただき、再質問するのが大変難しいなというところではありますが、この学校制服の必要性、意識についての見解をお聞かせいただけますか。

議 長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

最近、全国では校則の問題が大変大きくクローズアップされております。そういったような中で制服についても論議になっているのではないかなというふうに思います。どちらかというと、自由な形というふうなことが広がりを見せつつあるのかなと、そんなふうに思っていました。

ただ我々世代は制服などというのはまだなかった時代であったというふうに思いますが、これが出てきた背景というか、そういったことは両面あるような気がするのですが、例えば自由がいいのだというふうな方々にとってみれば、何を着てもいいから自由のいいのだというふうな発想もある、片やかえって着るものが決まっていれば経済的に華美になったりあるいはもっと流行を追い求めていいものというふうなことをある程度抑える、そういうふうな考え方もあるのでは

ないかと。賛否両論というか、いろいろだというふうに思います。というふうなことです、平泉の制服は、私が若い頃に平中に統合2年目に行きましたけれども、制服その当時から全く変わっていません。決してダサイというふうには思っていませんし、かわいいというふうな感じもします。一時は例えばスカートの丈が長くなったり短くなったり、極端な部分もあったり、それから男子の制服もあんまり長々とだらだらとなったのも、とんでもなく詰まったのもなかったような気がしますけれども、基本的に見てもそんなに恥ずかしくないような状況で推移しているというふうなことからすれば、今の段階でおっしゃるようにその機能性のある素材、デザインというのは、私はちょっとイメージがつかないのであります。後で教えていただければありがたいと思いますけれども。十分、今の状況の中で子供たちも満足しているし、親たちも何もそれで違和感がなくというふうなこともあるのかなと、そんなふうに思っています。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

学校制服のその必要性については、その創業が安政元年という、この学生服の大手、カンコー学生服株式会社が調査をした資料がありましたので持ってきておりますが、ちなみにカンコーというのは菅原道真のことをちなんだネーミングだということで。調査対象が全国の10代から60代の男女1,800人にインターネットでリサーチをしたものであります。それによりますと、学校制服の良い点は、「毎日の服装に悩まなくてよい」とした回答が75.4%と圧倒的に多い。次に、「学生らしく見える」が58.3%、以下、「経済的である」37.6%、「服装に個人差が出なくてよい」とするのが37.4%、「どこの学校か一目で分かる」というのが27.6%、「公私のけじめがつく」23.5%となっております。学校制服の必要性の問いには、「あったほうがよい」とするのが49.1%、「どちらかといえばあったほうがよい」というのが40.8%で、合わせると約9割が学校制服が必要だというふうに回答してございます。

最近の傾向として申し上げますと、この性別にかかわらず、自分が着たいと思うスタイルの制服を着ることもできる学校があったり、ジェンダーフリーを目指すための制服としてジェンダーレス制服を採用する学校もとみに増えてきております。男女共通デザインの採用、女子スラックス、色やシルエットなど男女の違いを出さない制服の在り方、これについて所見があれば短くお願いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

近代における制服の発端は、学習院の制服だというふうに聞いておりました。それが多分今でもずっと続いているのだろうというふうに思います。それはともかくとして、最近では例えば県内の私立高校でも女の子のスカートをスラックスにしてもよいというふうな形で切り替わっているというふうな、そうしなさいではなく、それもありだよというふうな形になっているということは聞いておりました。ジェンダーフリーというふうなことから言えば、確かにそういうふうな

ことは今後出てくるのだろうというふうに思っているところであります。

いずれその問題は、少し時間をかけてというふうなことになると思いますが、昨年1月11日に平泉男女共同参画の集いというのがありました。このときにはLGBTの話でもってグループ討議をしたりして意識を高めたというふうなところがあるわけでありまして。そういったことから考えますと、まず大人の社会でそうしたいいわゆるジェンダーフリーの考え方というのをどう広く浸透させていくかというところから話は始めていなければならないのではないかなというふうに思います。多分、今、平泉中学校でも例えば女の子がスカートでなくてスラックスで登校したということに何の違和感もなく受け入れるふうな、そういう風土と申しますか、そういったことは出ているのではないかなと、そんなふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

教育長、もうLGBTだけではなくて、プラス「Q」です。昨日、同僚の三枚山議員がスマホを持ち過ぎると男子の精子が減っちゃうよという話をしておりましたが、いわゆる中性化しているという実態があると言われております。どちらの性別なのか、本人も実は自覚がない、全くクエスションの「Q」なのです。それで「LGBTQ+」というふうに今は表記をされております。

ちょっと古くなりますが、文科省が2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応」の中で、衣服や制服については認めていいよ、自分が着たいもの、スカートではなくてズボンはいてもいいよ、男の子にはスカートをはけとは言いませんけれども。そういった体操着の着用なんかを認めるとの通達が学校に出ているかと思うのですが、ただ実際に生徒へ「LGBTQ+」の服装が配慮をしている学校は、カンコーの調べによれば2割にも満たないという実態であります。制服自体が貧富の差なく学べることの象徴であって、統一性による連帯感、または学校共同生活の規律を守る点でも非常に有効なものであることは言うまでもないのですが、そこに新たにこうした「LGBTQ+」に悩む児童への配慮もしなければならぬ時代になっております。そうした観点からもこの問題は考えていかなくちゃいけない課題なのではないかなというふうに思うわけでありまして。

もう一つ、機能性とはどういうことかといったようなお話がありましたが、おしゃれという考え方があります。各学校が制服の機能性とともデザイン性も非常に重視をするようになって、一目であそこの学校だと分かる、そういった特徴的なデザイン、それからジェンダーフリーなので、男女どちらも着られる兼用のものであるということ。具体的に、これは主観になりますので、私は某大手の電子生産部門と申しますか、「S」のつく会社に随分と出入りをしておりまして、その社内でその社内服を制服を非常にいいものだなと。これは世界各国の首脳も非常にいいものだと、ぜひうちの国にも作ってほしいという依頼が殺到したという、山本寛斎のデザインした社内服がございまして。これは夏場のベストになって、袖がこう取れるのですよ。冬はブルゾンになって、夏はベスト状になると。中はポロシャツでいいのです。ネクタイ締めなくても別にいいわけですけども。非常に軽い素材でポケットがたくさんありますから、生徒手帳だったり、携

帯電話だったり、持ち物はいっぱいあるわけですね。そういったものが収納できるようなスタイルのもの。いざというときに素早く逃げられるような軽い素材であるもの、雨風に強い素材であるもの、ならば下もカーゴパンツ的なものであれば、なおいいのだというふうに思いますが、いわゆる機能性とデザインというのはそういったことを言ってごさいます。急に言われても答弁できないと思いますが、この平泉だけのそうした観点からジェンダーフリー、「LGBTQ+」に対応して、おしゃれで子供自体も楽しんで着られるようなスタイルのものを描く、中学生像を描くということについてはどう思われますか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

古い人間でありますので、今の話は非常に新鮮に感じました。私見を述べさせていただきます。

私は、大人の世界、例えばいろんな仕事上、機能的だというふうなことについては確かにそのとおりだというふうに思いますが、子供たちには私は「小」のつく形でいいのだろうなと思います。小ざれいであること、小ざっぱりしていること、これが私の今の制服に対する感覚であります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

同様に町の職員についても、同様の素材、デザインのブルゾンタイプのものを採用したらどうか。いわゆるS社的なものを採用すると非常に来庁者の目にも爽やかで機敏に見えて印象がよくなることは間違いないと思います。答弁の中で費用対効果の観点から検討する余地がもしかするとあるかなというふうな答弁だったように思いますが、この多様な価値観を尊重するとも述べられておりますので、こうしたジェンダーフリーの制服の採用ということについては、その答弁の中身と合致するところがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

町長のほうから答弁をいたしておりますけれども、職員の事務服については、もうしばらく廃止をして、現在貸与していないというふうな状況もあります。今おっしゃりましたそのジェンダーフリーの機能性あるいはデザイン性のある、そういった制服で執務を行ってはどういうふうなことですけれども、今こうした例えば銀行なんかでは、今、月1回カジュアルデーというふうなことで自由な感じでの服装にしているというふうな流れもあったり、あるいは画一的なものでないというふうな流れが恐らくこうした今のこの世の中の流れというか、多様性の中での一つの流れができていますので、そうした中でその統一した機能性、デザイン性の優れた統一した事務服、そうしたものを着用するということについては、やはり慎重に検討していかなければな

らないというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

この新しい社会教育施設やガイダンスセンター、スマートインター等、平泉の景観は大きく様変わりします。新しい時代を迎える平泉に多感な時期を過ごす子供たちの最も身近な存在として、成長と思い出に寄り添い、夢と学びを応援していくのが制服であります。子供たちが楽しく安全に学校に通えるために、地域に誇れる制服にフルモデルチェンジを提案するものであります。そして、これもまたSDGsの精神であります。

質問を変えますが、新たな県立高等学校再編計画について伺います。

令和2年定例会3月会議での一般質問の中で、通告外ではありましたが、本町への誘致を進める考えはないかを伺ったところでありました。今回は正式に通告をいたしまして、その見解を伺うものでございます。

県教育委員会が2月1日、県立高校再編計画後期計画の最終案を公表いたしました。後期計画の具体的な取組の地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備の中で、県南地域における大規模な工業高校の整備を掲げてあります。昨年2月の前回案では、水沢工業高校、一関工業高校、千厩高校産業技術科の3校の統合案が示されておりましたが、通学が広範囲になることや東磐井地区に工業高校の存続という地域の意見を踏まえて、水沢と一関の2校に修正されたものであります。胆江地区と両磐地区というブロックを超えた統合案に奥州市長は、「統合が子供たちの将来に資するものかを精査して判断する」と言い、片や一関市長は、「明確に最終案に反対する」と市議会で答弁をしたところでありました。いただいた答弁では、「近隣市町の動向を踏まえ対応するが、このような情勢下において、現段階での誘致は考えていない」という明確な意思を表明されました。

さて、この意味について、若干ちょっと理解できないところがあるのは、これは住民の期待等を判断して対応するともおっしゃっておりますが、これはどう捉えるべきなのか。一関が反対しているからということなのか、そもそも平泉に高校は必要ないということを言われているのか。再度、町民が理解できるようにお話しいただけるとありがたいですが。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まず、私が答弁する前にですけれども、今こういった状況の中で議員は様々な角度からお話をされていると思いますが、今こういった段階にあるときにむしろ平泉に誘致する考えがないかという、逆に質問の趣旨のほうが私にもちょっと理解しにくいところがあるというふうには思います。というのは、県内でも胆江、奥州地域と一関地域とあるわけですけれども、県内でもそういった範囲を超えての統合というのは、今まで県内では示されていない今、現状の中で、今、県南地区がそういうような状況に今なっていると。そういった意味では、奥州市、一関市、それぞれ

の市長は困惑している状態も実はあるというふうに私は捉えております。そういった中に今、町としてそういった中で平泉に誘致を今後も検討しますというような話にはまだ判断するところに至っていないということであります。

今そういった部分も先ほど前段で質問のありました東稲山麓での世界農業遺産、日本農業遺産を手を組みながら一体となって発信していこうという、こうした取組を今までもやってまいりました。そういった中で地域の方々と、なおかつ両市、両市というのは奥州市、一関市とも、そういった再編計画についてもきちっとしたやはり最終的に判断をしていく場面というのは、今後さらに出てくるというふうに思っております。そういった協議の中で、どの地域がいいのかということも、またどういう方法でその協議が今後進んでいくかということのも当然、私もうちのほうには高校ないから、私には関係ないなんていうような思いは全く持っておりません。当地域の平泉にとっても大変重要な今回の再編であります。一関の工業にも水沢の工業高校にも当町からは多くの方々が通学しております。そういった意味で、現段階ではというのが、私がお話ししたことでご理解を賜りたいというふうに思います。

なお、今後はさらにしっかりとした協議も持ちながら、よりよき方向を模索しながら進めさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

令和7年度の目標であります。統合再編計画には将来の中学生の卒業生の大幅な減少を見て、その計画が組まれておるものであります。令和3年度の胆江地区の中学校の卒業生は1,046人です。両磐地区の中学校の卒業生は令和3年度で1,076人、これが令和7年には961人にまで減少する。いわゆる一関市、奥州市とも単独での存続を訴えておるわけではありますが、いずれにしても定員割れになることは間違いのない事実であります。

現に現行の令和2年度の募集定員に対して、両校とも定員割れを既にしておる状況でございます。現行7クラス、これは統合によって6クラス240人の新設高校を目指しておるわけですが、もちろんこれから令和7年までの間に一関市または奥州市、それとこの平泉、近隣の市町村、様々な協議がこれからも進められることになろうかと思いますが、既に両磐といいますか、水沢地区または一関地区には複数の県立高校が存在し、私立高校も存在しております。4号沿線沿いでないのは平泉だけであります。国道4号沿線でJR平泉駅があって、スマートインターもあって、工業団地にはIT産業、AI産業を支える国内有数の企業の誘致に成功し操業されるとい、通学にも学習にも進路にも有利なインフラの整備が整う本町であります。今後の誘致活動には、ぜひ希望を持って迎える体制が整っておると私は思っておるところでございます。

県教委の最終案は、統合6学級の新しい場所で新しいところへの新設を目標にして、現行の水沢工業高校または一関工業高校への増設を狙っているものではありません。駅から水沢工業高校までは約3キロございます。一ノ関駅から一関工業高校までは約3.5キロあります。この3キロ

のコンパスを平泉駅から回せば、大概のところに行ける、2時間以内の2キロ以内の地区に該当するところがあるというふうに私は思っております。

ぜひ今後とも流れの中でどのような展開になるかまだ現在のところは不明であります。県の教育委員会も本当は平泉が手を挙げてくれるのを待っているのではないかとというようなところも実はあるので期待をしておるところであります。ぜひスケールメリットを生かした工業教育の充実であることを考えれば、今述べましたインフラの状況からしても、私どものところに置くのは全く的外れではない要望であるというふうに考えておるものであります。

これは町民の長年の悲願でもあり、新設高校のジェンダーフリーの制服を着た240名の生徒が町内を闊歩すれば、この経済波及効果、町のイメージアップ度は計り知れないものがあります。毛越寺通り、中尊寺通りの商店の振興や空き店舗の活用先に加え、未来を見据えた町の風景が想像できるではありませんか。実現可能なことと未来への希望、夢を語ることは相反することでもあるのですが、住民に夢を与え、希望を見させるグランドデザインを示す努力は必要だと考えます。新しい平泉の創造のため、ぜひ誘致活動に手を挙げていただくか、努力をいただきたいことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全部を終了いたしました。

なお、次の本会議は3月17日午前10時から行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時06分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 三枚山 光 裕